

占領下社会運動における「環境保護」フレーミングの可能性と課題 ——^{くにかみ いぶだけ}沖縄県国頭村伊部岳実弾射撃演習阻止闘争を事例に⁽¹⁾——

森 啓輔

本論の目的

第二次大戦後、米軍占領下において海兵隊北部訓練場が沖縄本島北部に位置する国頭村と東村に跨り造られた。北部訓練場における海兵隊の訓練は、周辺集落の土地と人々をも動員しながら続けられてきており、そのためこれら地域は継続的に新たな基地建設に直面せざるを得ない状況にあった。だがそこは同時に、対抗する運動が闘われてきた場所でもあった⁽²⁾。なぜ運動は生じたのか。またどのように運動は展開したのか。そして困難を抱えながらも運動はいかにして対抗ヘゲモニー政治の担い手であり続けたのか。本論は本島北部地域の社会運動の系譜における嚆矢の出来事である伊部岳実弾射撃演習阻止闘争（以下伊部岳闘争と表記）を対象に、米軍基地に抗する社会運動を社会学的視点から考察する。

先行研究の概要と研究手法

占領は社会に多大な影響を与える。潮見俊隆は1950年代後半に日本本土（砂川・百里ヶ原・東富士）と米軍統治下の沖縄における米軍基地をめぐる法制度を扱う法社会学的考察において、当時の沖縄の法制度が、琉球列島米国民政府（United States Civil Administration of the Ryukyu Islands、以下USCARと記述）^{ユースカー} 高等弁務官を頂点とした高等弁務官制（1957-1972）により制定される布令・布告集を通して沖縄統治に圧倒的な力を持つことを指摘した⁽³⁾。USCARは現地民間人で構成される琉球政府の上部組織で、米軍駐留を円滑に進め、現地人口を統治し、軍政に必要なならば介入も辞さない機関として君臨した。ゆえに占領統治下において抵抗するということは、統治そのものに異議申し立てを行うことをも意味した。

沖縄における大衆運動は1956年プライス報告を発端とした「島ぐるみ闘争」として現れ、運動の盛り上がりの同時代的状況が戦後沖縄大衆運動の「第1波」⁽⁴⁾として影響を持つに至る。その後1960年代中頃から「復帰」までは広範な抵抗の「第2波」の到来として認識されており、「祖国復帰」という民族主義的な性格を持つ傾向にあった復帰闘争は1965年ヴェトナム北爆以降、反戦・反基地運動としての性格を強く持つに至る。その後1969年11月の佐藤・ニクソン声明により「挫折」した復帰闘争の後、反復帰論・反戦復帰論などを含めた「沖縄闘争」として様々な運動が生起する。1969年から72年までの3年半余りは、復帰運動の行き詰まりから「復帰」そのものを批判し占領という現在を相対化しようとする試みが数多く成された激動の時空間でもあった。伊部岳闘争は1972年の「復帰」までの、復帰運動「挫折」期の運動史に位置づけられる。これまでの先行研究は、米軍占領下の反基地運動を中心的な 이슈に据えながら、労働運動⁽⁵⁾から反戦反基地運動および思想⁽⁵⁾など、内部の多様な政治的潮流を詳細にかつ豊かに描き出してきた。

あるいは、反戦反基地運動の敵手との間に包括的な対抗軸を構築することの可能性と限界を考察してきた⁽⁷⁾。本論はこれらを踏まえつつも、中心的イシューではなかった環境保護のフレームが結果として効果を生んだ運動として伊部岳闘争を考察したい。闘争は北部農村部の周辺的な出来事としてこれまでほとんど真正面から取り上げられてこなかったゆえに⁽⁸⁾、今一度考察される意義がある。この時期は、基地の「核抜き／本土並み」から「完全撤去」に至るまでの様々な沖縄の人々の政治的意思に反し「復帰」が日米政府により決定され、「復帰」を巡る政治的機会構造が閉じられた時期であった。ゆえに復帰運動は困難に陥ることになるが、他方でそれまで比較的保守的な地域であった国頭村において伊部岳闘争が生起した。これはいかなるメカニズムによって可能となったのだろうか。伊部岳闘争という個別具体的な運動がミクロ・レベルにおいて成立する過程を明らかにするためには、社会運動のフレーム分析⁽⁹⁾による考察が有効であると考えられる。

フレーム分析は Erving Goffman に由来しており⁽¹⁰⁾、1980年代中頃に起こったシンボリック相互作用論のリバイバルともいえる社会構築主義的分析である⁽¹¹⁾。元々個人の認知枠組みという意味で使用されていたが、Snow らによって個人や集団の認知枠組みという用いられ方をするようになり⁽¹²⁾、現代のフレーム分析は運動内の合意調達および文化に関するものが主流である⁽¹³⁾。これらを踏まえつつ本論文は、運動内のフレーム分析だけではなく、運動にとって複数の敵対手が存在したことに着目することで、運動側のフレームが運動敵対者間の差異を生成し、その結果運動にとって親和的な文脈が形成される過程を考察する。また本論文ではフレームを、同時代に広範に共有された世界に関する広範な信念のシステムとしての諸イデオロギーそのものというよりも、状況特定の知の枠組みと定義し⁽¹⁴⁾、これらの相互作用により運動がいかに展開したのかを検討する。とりわけ注目したいのは、伊部岳闘争における環境保護フレーミングの形成過程である。国頭村史や住民の自伝などにおいて伊部岳闘争は、肥沃な山原の森を破壊し、村民の多くが依存していた農林業を基盤とする生存インフラを破壊する米軍への抵抗として記述されてきた⁽¹⁵⁾。他方で、比嘉康文による近年のルポルタージュは、米国を中心とした当時の世界的な環境運動の興隆により、山原の自然豊かな森に住まう天然記念物のノグチゲラが米軍政により「再発見」され、これが実弾演習場阻止に決定的な影響を与えたことに注目する⁽¹⁶⁾。比嘉のルポルタージュは、社会運動論の視点から見ると環境保護フレーミングの生起を捉えており、国民国家を跨いだ「意図せざる帰結」を描いている点で示唆的である。しかしこのようにフレームを当てはめると、基地建設と実弾演習に直面した村民が自ら組織した直接行動の集合的経験が後景化してしまう。また、米軍政の運動に対する反応とその後の戦略が十分に考察されたものとは言えない。環境保護フレーミングは、政党政治的なスペクトラムでは覆いきれない人々を広範に動員する民主主義的手段として有効であるものの⁽¹⁷⁾、同時に全体主義⁽¹⁸⁾や敵対者による再フレーミング⁽¹⁹⁾を通じて運動にとってはむしろネガティブな帰結をもたらす場合がある。また、環境保護フレーミングは対抗ヘゲモニー政治⁽²⁰⁾との間に新たな緊張を持ち込む。というのも、本論で対象とする行為者間の相互作用には、国民国家を超えた占領者と被占領者という圧倒的な植民地的制度不均衡と、米軍の沖縄（琉球）住民に対するパターンリズムという基本的な構造を看過する可能性があるからである。ゆえに、環境保護フレーミングを慎重に分節化することで、異議申し立て自体が制度構造的に不利な状況におかれている占領下において、闘争はどのように生起し、それに対し米軍政は運動をどのように認識し、対応したのかを明らかにしたい。

本論では上記の問題意識に基づいて、住民の反基地運動の生起とその条件となる生活基盤を考

察しつつ、他方で米軍政（米軍／USCAR）の伊部岳闘争後の対応過程を追いかけて、両者の差異とその帰結に焦点を当てる。分析に当たっては村史、自伝などの史資料や、USCAR 公文書を用いる⁽²¹⁾。

全体の構成

本論は第1に、伊部岳闘争の発端となった海兵隊の実弾射撃演習場建設が行われた過程を取り上げるなかで、闘争の生起と展開を論じる。第2に、それに対して1969年11月以降の日米による「復帰」という強固なシナリオの決定後において、USCAR および海兵隊が闘争をどのように認識し、かつ対処していったのか述べることで、統治と運動のせめぎあう力関係を問うていきたい。

1. 実弾射撃演習場建設の開始と建設阻止闘争

1.1. 佐藤・ニクソン会談とヴェトナム戦争—1969～70年

1969年11月に発表された佐藤・ニクソン声明は、「復帰」後の沖縄における米軍基地の継続使用と東アジアにおける重要な戦略基地としての位置づけを明らかにした。これにより「復帰運動」の大きな軸の一つである軍事基地撤去という当時の沖縄の人々の夢は破れ去ることになる。他方、ヴェトナム戦争遂行のための第三海兵師団の演習地は、フィリピン、台湾、韓国、タイなど「極東全体にまたがって」⁽²²⁾展開しており、1970年当時は沖縄、富士、フィリピンにおいてローテーションを組みつつ演習を行っていた⁽²³⁾。

このような政治状況の中、1970年2月27日から3月5日にかけて、国頭村内に位置する伊部岳に米軍のブルドーザーが下ろされ、山頂が約10メートル削られる工事が行われた。同年3月から5月の間に普久川ダムの近くにあるウフシキ山でダイナマイト爆破などの工事があり、ようやく大掛かりな基地建設だということが浮き彫りになる⁽²⁴⁾。同時代においては、嘉手納基地でのB52墜落事故、南部糸満における轢殺事件、さらには沖縄の基地内に貯蔵してあった大量の毒ガスの移送問題が迅速に行われなかったことなどを起因とした人々の不満が⁽²⁵⁾、労働組合や民主団体を中心とした数々の抗議行動を生み、同年12月20日にコザの都市蜂起として表出するに至る。

射爆場建設現場見取図

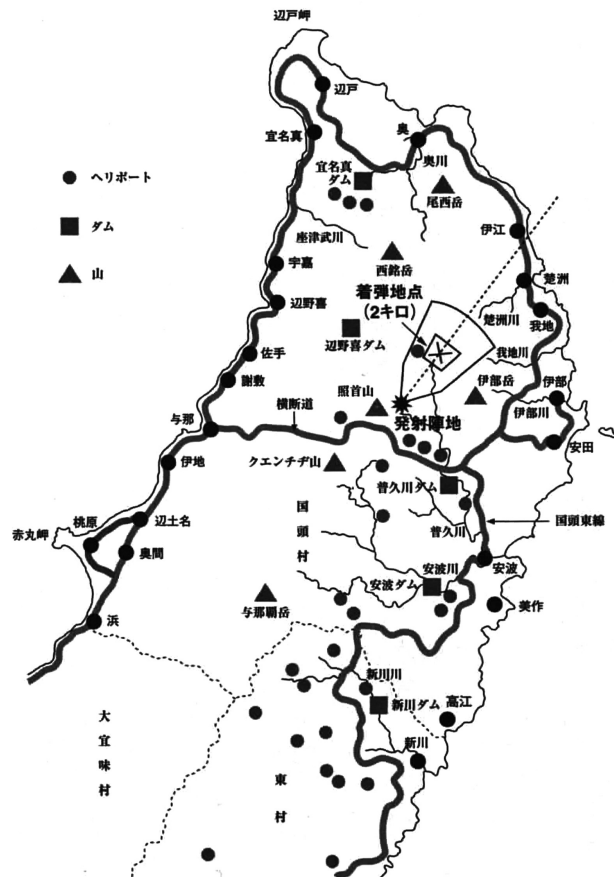


図1 伊部岳実弾射撃場建設計画図：比嘉（2001）141頁。

また全沖縄軍労働組合（全軍労）ストライキもそのただ中であり、反米軍・反基地運動の緊張が沖縄に張りつめていた。またこのような米軍基地と関連した多くの出来事を、地元紙の沖縄タイムスと琉球新報は連日一面で報道していた。北部の人々はそのような中南部の「熱い時代」とは相対的に静かな日常を過ごしていたが、地元での基地建設計画の登場に伴い反基地運動の「当事者」となる。それではこの認識はどのように成立したのか。

1.2. 実弾射撃場建設計画の問題化と運動フレームの生成—12月22～23日

12月22日、米第三海兵師団がUSCARを通じ琉球政府農林局に対し、北部の国頭村内にある北部訓練場の一部650.73haを実弾射撃場として使用すると通告し、翌日地元紙で報道された(図1)。この新たな海兵隊拠点の建設は秘密裏に完了し、当事者である国頭村の人々にとって寝耳に水であった⁽²⁶⁾。翌日23日、琉球政府内で林政を担当していた農林局林野課は、実弾射撃通告の詳細を国頭村当局に説明する際に、政府としてこれを受け入れず反対することを表明する⁽²⁷⁾。その理由として、森林、ノグチゲラなどの鳥獣類の保護、(建設計画中のダム)の水資源の確保、それに地域住民の生命財産を守ることが挙げられた⁽²⁸⁾。また同年5月に起きた糸満轢殺事件判決における被告米兵の無罪確定は、米軍にもし集落を破壊され殺されたりしたとしても、また無罪放免になるかもしれないという危機感を建設予定地の人々に与えた。琉球政府立法院議員は与野党・保革を問わず建設反対であり、自民党(太田政作県連会長)、沖縄社大党(知花英夫政審会長)、沖縄人民党(古堅実吉書記長)、社会党(岸本利実書記長)の代表は、23日の新聞インタビューにおいて、「本土並みに逆行する基地強化、水資源開発、付近住民の生活権の問題」⁽²⁹⁾であると表明している。

同日、琉球政府と国頭村はUSCAR財産管理課を訪ね、それぞれの立場から意見を表明する。村当局も、演習による交通の遮断、事故による人命補償の問題、農業地が近いこと、山火事の恐れ、などがあり、「住民の生命、生活を護る立場から絶対反対」⁽³⁰⁾と主張した。村当局はまた、実弾射撃で最も危険を被る恐れのある楚州区と連絡を取り、計画について話し合いを持った⁽³¹⁾。この過程で、村民の「生命・生活保持」というフレーミングが徐々に形成されることになる。

1.3. 国頭村による反対運動の組織化とフレーム増幅—12月24～28日

かくして建設反対運動は村全体を動員していくことになる。24日に国頭村は、立法院臨時議会に反対決議を要請し、臨時村議会の招集、村対策本部設置などの準備を行う⁽³²⁾。臨時議会では、与野党一致で「国頭村実弾射撃(砲撃)演習場設置に関する反対決議」が採択され、25日には代表団を上京させ(29日まで滞在)、佐藤栄作首相、衆参両議院長、各政党、米国大使館などを訪れ、建設反対を訴えた⁽³³⁾。26日に国頭村議会は臨時議会を開催し、「実弾演習場設置撤去要求決議」を採択する⁽³⁴⁾。演習場は、村の中央に位置する山林地帯から発射され北東に着弾するように建設されていたため、とりわけ東海岸地域の村民にとっては発射角度が規定の軌道を外れた場合、生命の危機を意味していた。村当局は1955年に村と米軍の間に締結された火気使用禁止の訓練規約を、それが時限立法的な規約ではありつつも法的根拠として主張した⁽³⁵⁾。占領後、国有林管理権は米軍が掌握していたが「村民から見れば山は歴史的に入会権を認められており、その代償として管理と植林の義務を負って」きており、「1900年初頭の国有林野法の施行で国有林になったとはいえ、なお住民は自己の山林であるとの観念でその保護にあたり、濫伐・盗伐・山火事の

防止につとめたばかりでなく、積極的に^マは些少の賃金で官山夫となり植林に従事してきた。地元の保護に対して政府は補償金を支出していたほどである。このような歴史を無視して、アメリカ軍は全く法律的な立場だけから山を使用しているのも、住民との間にトラブルが起きるのは必然⁽³⁶⁾であった。ここに村の「入会地所有権」や「森林資源保護」のフレームが形成されていく。

労働運動や平和運動団体なども闘争の支援を開始する。同年沖縄から初の国政参加選挙で当選した衆参両院議員7名からも、支持が表明された。27日に前日「撤去決議」を採択した国頭村議員全員が現地視察を行った。翌日現場を訪れた立法院軍関係特別委員会一行に対し、山川武夫国頭村長が断固阻止を訴え、沖縄県文化財保護委員会も森林に生息する鳥獣保護を理由に演習場設置に対する反対決議を採択する。また沖縄県市長会と町村会も実弾射撃設置反対要求を決議し、日米両政府に働きかけることになった⁽³⁷⁾。

1.4. 現地調査団の結成と区レベルの運動動員およびフレーム架橋・増幅—12月26～28日

村の政界や行政への働きかけに加え、それまで復帰運動や反基地運動に全球規模で関わってきた原水禁沖縄県協議会、官公庁労働組合（以下、官公労と表記）、沖縄県祖国復帰協議会により、実弾射撃場現地調査団が発足した（26日）。調査団は3日間にわたり現地調査を行いつつ、演習の影響を特に受けることになる安田区と楚州区での現地懇談会を開催した⁽³⁸⁾。調査は、現地の林政に関わってきた官公労農林支部林業部会が中心となり行われた⁽³⁹⁾。区での懇談会は、住民に対して演習阻止・演習場撤去への決意を新たにさせる上で影響が大きく、現地で林政事業を通して住民と直接関わってきた北部営林署の職員が調査団に加わったことは大きな意味を持った⁽⁴⁰⁾。安田区の懇談会では「ノグチゲラ保護」、「環境資源保護」、「反戦反基地」、米軍訓練の「モルモットにされる憤り」が住民より表明された⁽⁴¹⁾。また楚州区では「命の保持」「実弾演習による過疎化の懸念」が表明され、68年11月に嘉手納基地に墜落したB52事故を目撃し、実弾演習を危機として認知する人もいた⁽⁴²⁾。これにより生活が軍事化を通して破壊される可能性が多であることを、政治活動には積極的ではなかった区民と共有する事に成功し、「生命・生活保持」と「反戦反基地」のフレーミングが架橋・増幅されることになる。調査団の報告書には、実弾演習が行われると、住民が「育て上げた美林は破壊され、水資源の確保も不可能になり、政府事業の挫折、地域住民の夢はあえなくついで去り」、「実弾射撃は地域住民の生命を脅かし、開拓した農耕地や生活の支えとなつて^マいる山林への立入りも不可能になり、事実上経済的破綻はまぬがれない⁽⁴³⁾」と記されている。また地元懇談会では、安田区長が「少ない人口ではあるが何年かかろうとも^マ斗いを続けていく。皆さん諸団体の協力をよろしく願います⁽⁴⁴⁾」と述べ、また楚州区長は「村に働きかけ、村ぐるみで行いたい」「区民組織を作るために協議を深めていきたい⁽⁴⁵⁾」と述べ、反対闘争への前向きな姿勢を表明した。結果として安田区は24日に「実弾演習阻止安田評議委員会」を結成し、具体的な闘争方法についての検討に入り⁽⁴⁶⁾、26日に「国頭村実弾演習阻止安田評議会」の設置を区常会の全会一致で可決し、長期的な闘争の構えを固めた。27日には楚州区が「実弾演習阻止決起大会」を開催し、建設阻止を訴えた⁽⁴⁷⁾。調査団も「座り込みも辞さぬ」と表明し、着弾地点の森林での座り込み場所を選定するなどの具体的な行動の準備を開始した⁽⁴⁸⁾。

1.5. 直接行動の具体化と村民と支援団体の動員—12月29～30日

以上の村内外の動きにもかかわらず、28日から米軍はヘリで兵員や武器の運搬を開始する。29日に国頭村定例議会は実弾射撃場問題を取り上げ、「国頭村実弾砲撃演習場阻止対策本部」を設置し、各区からの動員人数の割り当てを行った⁽⁴⁹⁾。また沖縄原水協が現地視察に基づき、琉球政府に実弾演習阻止を訴えた。30日には阻止対策本部会議と緊急区長会が開催され、各区長に常時の動員体制を要請する。このような準備のなか、ルイス・W・ウィルソン第三海兵師団司令官は、31日に予定通り演習を執行すると述べる一方、実弾射撃は住民が納得するまで実施しないとしました。しかしそのような約束事や声明も、USCARの一連の布令・布告で即座に反故にすることができた。米軍の強硬姿勢は村民に直接行動の決意を固めさせていく。阻止行動は元気な者は皆参加することが決定され、夕方になると支援団体が安田区や楚州区に集合しはじめた⁽⁵⁰⁾。

1.6. 村民の直接行動と集合的経験—12月31日

31日当日朝5時、各集落にサイレンが響き渡り、区公民館前に人々が集合する。村民たちは発着弾地に分かれて行動を開始する。8時頃、ウフシキ山（実弾発射台がある山）で「実弾射撃阻止国頭村民大会」が開催され、完全撤去宣言が国頭村長から掲げられた⁽⁵¹⁾。その前後、米兵は演習に必要な兵員および車両や物資などをヘリで運搬しに来るが、青年たちを中心に演習実力阻止を掲げる「決死隊」が結成され、闘争を構成する組織の一つである国頭革新共闘会議による、少数分散ではなく全員行動に移るべきであるとの提案が阻止団で受け入れられる⁽⁵²⁾。村民と支援団体はウフシキ山の周りに張り巡らされている鉄条網を破り、発射台に押し寄せた。そのため11時15分頃、米軍はついに砲撃演習を断念する。その後米軍は予告していた演習を中止し、年末の村民と支援者の直接行動は成功を納めることになった。直接行動への動員は、住民や支援者の集合的行為として経験されたが、これで基地撤去が達成されたわけではなかった。なぜならば、村民ぐるみの直接行動は31日の実弾演習を阻止したものの、今後米軍が演習を再開する懸念が残っていたからである。

1.7. 直接行動の後—環境保護フレームの増幅—1971年1～3月

直接行動は大晦日に行われたため、闘争は年をまたぐこととなった。翌年1月2日、村代表4名（村長、村議会議員、決死隊隊長、安田区長）は、ウィルソン司令官と会合を持った。村長が演習場の完全撤去を迫ったのに対し、司令官は村から提出された反対理由については調査中とし、設置された発射台施設は撤去せず、今後演習するにしてもしないにしても30日前には連絡する、と述べるに留まった⁽⁵³⁾。また村も会合での合意事項として、4日には現地闘争小屋を撤去した⁽⁵⁴⁾。ウィルソン司令官は14日会見を開き、「地元民の反対があれば実弾射撃演習は中止し、空砲だけでも行う⁽⁵⁵⁾」という姿勢を明確にした。この時期から支援行動は日本本土の国政レベルでも行われるようになる。20日には参議院沖縄特別委員会一行が現地を訪れ、演習場撤去を米国に訴えると述べた⁽⁵⁶⁾。国政レベルでの撤去が期待されていた矢先、軍事情勢視察のために沖縄を訪れていたレオナード・F・チャップマン米海兵隊総司令官は、演習場を撤去する計画はなく、また基地内部の反戦兵士などの登場に伴い、軍隊内規律をより一層厳格にすることを表明した⁽⁵⁷⁾。直接行動の後、海兵隊からクリ舟をヘリコプターの旋風で壊されたり（7日）、安波区で植林した杉200本が切り倒されたりする事件が発生した⁽⁵⁸⁾。

他方、直接行動と並行しながら、環境保護運動が大晦日の直接行動後に大きく展開されることになり、琉球政府林野課が運動当初より掲げていた自然環境保護の側面を強化し、環境保護フレームの増幅を達成していく。直接行動以前は以下のような抗議行動が行われた。沖縄水道協会は12月26日に、演習場には水資源開発計画でダム建設の予定されている普久川、我久川の上流域であり、演習場に使用されると水資源が確保できないことを琉球政府に要請した⁽⁵⁹⁾。また高良鉄夫琉球大学学長は、特別天然記念物ノグチゲラの最適生息地であり鳥獣保護区が設置されていることを指摘し、演習場計画に反対した⁽⁶⁰⁾。さらに、沖縄鳥獣保護連盟の新垣秀雄は、生態学的視点から鳥獣類の減少が森林維持のバランスを破壊するとして反対した⁽⁶¹⁾。年末には、日本野鳥の会がランパート高等弁務官宛に「世界の珍鳥ノグチゲラ」の生存が危機に瀕するとして抗議文を送付する⁽⁶²⁾。野鳥の会はその後、独自の自然保護運動ネットワークを駆使し、国際鳥類保護会議や国際自然保護連合、世界野生生物保護基金、オーデュボン社などに演習の完全中止とノグチゲラの保護を訴える文章を送付し⁽⁶³⁾、これら環境保護団体は抗議文を野鳥の会に送付した。米国本土ではレイチェル・カーソンの『沈黙の春』(1962年)から1970年4月の「アース・デー」に至る環境運動の全米的萌芽が観測されており、ニクソン大統領はこれに12万5000ドルを援助した⁽⁶⁴⁾。米国政府による環境運動支援は「各地で盛んになるベトナム反戦運動から国民の目を自然保護や環境問題にそらすため」と⁽⁶⁵⁾、比嘉は「アース・デー」の脱政治的装置としての側面を批判しつつも「ノグチゲラ保護を要求し、演習場撤去を主張したのは、沖縄の住民や自然保護団体ばかりではなく、「米軍基地内に住む軍人軍属からも米民政府に多くの声が寄せられていたこと」⁽⁶⁶⁾を指摘している。

1.8. 闘争の終結と実弾演習阻止—3月

1971年2月9日、ミシガン大学在学中で日本野鳥の会会員であった塚本洋三がノグチゲラ保護の陳情を米政府・軍関係に送付した。これをきっかけに、海兵隊が情報の妥当性を求める調査をUSCARに要請し⁽⁶⁷⁾、2月17日までの回答を求めたものが海兵隊上層部に報告された。1971年3月8日、海兵隊は最終的にウィルソン司令官を代表とし、山川国頭村長、稲嶺一郎参議院議員、USCAR職員らが出席した会議で、「いかなる実弾射撃も今後行わない」と言明しつつも、空砲射撃の可能性は保持し、建設済みの基地での訓練は「ヘリの使用を含めて今後行う予定である」⁽⁶⁸⁾と述べた。この決定に対し、演習場撤去を求める村議会や地元の青年教職員で構成される「土の会」は、村長に対し「撤去」を貫くよう要請したが、村長は「実弾演習阻止という当初の目的は達成」され、「今後の問題は段階的に解決したい」⁽⁶⁹⁾として行動の成功を強調した。また同年4月3日付けの海兵隊から塚本への返信には「鳥獣保護区であることの認識を欠いたまま」演習場建設が進められたが、この一帯は「1953年以来鳥獣保護区が設置されて」いたことが判明した。ゆえに「天然記念物保護の必要性も認識しており、今後も部隊は適切な処置をとるよう継続して指導を受ける」⁽⁷⁰⁾と記されている。

1.9. 小活—直接行動から環境保護運動へのフレーム形成過程

米海兵隊による秘密裏の射撃場建設と実弾射撃演習の決定は、まず琉球政府農林局に「鳥獣保護、水資源の確保、地域住民の財産保護の危機」として認識される。国頭村当局は建設を「交通の遮断、事故による人命保障の問題、農業地が近く山火事の恐れなどの生活権の危機」としてフ

レーミングする。この認識が琉球政府農林局との協力関係を生み、その後琉球政府立法院議員や日本の国会議員、市町村首長などの政治チャンネルに働きかけることで、議員は超党派的に「基地強化、水資源開発、付近住民の生活権」の問題として基地建設を問題化した。これら諸フレームを分析的にまとめると、「反戦反基地」「環境保護」「資源保護」「生命・生活保持」の4つのフレームとして統合できる。「環境保護」フレーミングには「鳥獣保護、山火事の危険除去」を、「資源保護」フレーミングには「水資源の保護、森林資源保護」を、「生命・生活保持」フレーミングには「財産保護、人命保護、農業地の保護、入会地所有権」を含めることができる。

その後国頭村の運動の組織化は外部の支援団体と共に行われた。原水爆沖縄県協議会、官公労、沖縄県祖国復帰協議会により発足した現地調査団の調査と当該地域における懇談会は、とりわけ林業部会が現地住民との連携を可能にすることで、支援団体、村レベル、区レベルを通じた「反戦反基地」と「生命・生活保持」フレーミングの架橋・増幅を可能にした。これら大規模な抗議行動にもかかわらず実弾演習準備を刻々と進める海兵隊に対し、内外での運動動員は直接行動として表れることになる。直接行動の後、環境保護運動による運動支援が重点的に行われた。直接行動以前にも沖縄水道協会や琉大学長が水資源や鳥獣保護の視点から建設反対を表明したが、直接行動間やその後、日本野鳥の会、国際鳥獣保護会議、国際支援保護連合、世界野生生物保護基金、オーデュボン社などが、ノグチゲラなどの鳥獣保護に基づき抗議文を送付したり在沖米軍に直接働きかけたりした。これが「環境保護」フレーミング、とりわけ「鳥獣保護」フレーミングを増幅させ、統治主体に実弾射撃演習計画の検討を迫ることとなった。

それではもう一方の占領者は、伊部岳闘争をどのように認識したのだろうか。第2章では統治側のプロセスを中心に見ていこう。

2. USCAR と米軍の反応

2.1. ヴェトナム戦争遂行を第一にする海兵隊の立場

当時、海兵隊はヴェトナム戦争の泥沼にはまり込んでいた。1969年11月の南ヴェトナムから沖縄本島への第三海兵師団司令部移転に伴い、海兵隊は北部訓練場における「訓練作戦の再開のため、南ヴェトナムの軍事作戦で広範に使用されている射撃支援基地（Fire Supporting Base）と射撃場のレプリカが必要不可欠である」と認識し、建設を決定する⁽⁷¹⁾。射撃支援基地計画は1970年1月に開始される。5月24日に在琉海兵隊と共に候補地を選定、その後太平洋司令部に認可され、6月12日に在琉海兵隊が北部訓練場内に小規模な訓練場とヘリコプター着陸帯を建設する作戦を開始し、空輸による基地建設とエンジニアおよび砲兵隊の訓練が行われた⁽⁷²⁾。12月に入るとUSCARに「さらなる訓練が可能かどうか判断するための限定的実弾演習を行う」旨を伝え、実弾射撃演習が1970年12月21日に予定された。しかしUSCARから、琉球政府との共同調査を行うとの通達 came ため、これは延期された⁽⁷³⁾。

31日に直接行動が起こると、USCARと琉球政府からの演習中止要請により、第三海兵師団司令官はあらゆる砲撃演習を休止することに合意するが、その後作成されたUSCARの調査より、希少種のノグチゲラの存在と、1953年から北部訓練場内に存在していた「自然保護区」についての報告を受ける⁽⁷⁴⁾。また海兵隊自身も、USCARから資料を得ながら独自の調査を開始した。調査結果は、1971年2月17日にウィルソン司令官からチャップマン海兵隊総司令官宛てに送られ、

3点すなわち (1) 射撃場建設の背景、(2) 現在の射撃場と支援基地の状況、(3) 北部訓練場の射撃に関する海軍省・海兵隊 (DON/USMC) の立場への、第三海兵師団からの提言が附記されている。調査では「空砲射撃が該当地域の生態系に与える影響については明らかになっていない」と記されており、現時点では「代替案が考察されている」と述べられた。しかし海兵隊は「米太平洋軍の戦略的予備能力に寄与するための戦闘準備姿勢を保持・強化することが、第三海兵師団の北部訓練場を使用した訓練にとって重要である」との姿勢を崩さなかった⁽⁷⁵⁾。これによりその後の実弾射撃演習を除いた訓練の継続が決定され、ランパート USCAR 高等弁務官とロバート・H・バロー在琉海兵隊司令官も同調した⁽⁷⁶⁾。米軍は秘密裏の基地建設を完了し、「実弾演習」のみを中止して、基地使用は継続すると決定したのだった。

2.2. 実弾射撃演習場建設計画の通告と USCAR による森林破壊の可能性の検討—1970年11～12月

佐藤・ニクソン会談直前の1970年11月19日に、愛知外相・米国大使・USCAR 高等弁務官・復帰準備会レベルの会合である、第20回沖縄諮問委員会 (Consultative Committee on Okinawa) が開催された。委員会では米国から日本への円滑な施政権移行プログラムの継続と、日本政府の1971会計年度における復帰プログラムへの財政支援についての合意が成された⁽⁷⁷⁾。これに基づき USCAR は、施政権返還事業という日米合意に大きな責任を負う立場となっていた。USCAR は海兵隊とは異なり、安定した「復帰」へのプロセスを目的としていたため、実弾射撃演習は人々の反米反基地の感情を逆撫でするものとして警戒していた。1970年6月、海兵隊から射撃支援基地建設と、約1年後に予定された実弾射撃演習の報告を受けた USCAR 法務局は⁽⁷⁸⁾、その法的根拠を検討した。同年11月17日、USCAR 経済局は同法務局に、海兵隊が計画している「限定実弾演習 limited high explosive firing」の予定地は、1965年に琉球政府により、127.2ヘクタールのノグチゲラ等が生息する「禁猟区」森林地帯として指定され、また演習計画地の造林地帯のうち約33ヘクタールは、琉球政府と日本政府が共同で出資した土地であることを指摘した。ゆえに演習計画は「10年以上にもわたって、琉球政府が継続的に造林・開発してきた価値ある森林地帯を破壊する可能性があるため、琉球政府森林政策の大きな後退を招く恐れがある」と経済部は指摘し、計画の中止を法務局に勧告した⁽⁷⁹⁾。

同年12月8日には、バロー在琉海兵隊司令官が法務局宛てに実弾演習実施の通知を送付し、理由として、既存の演習場周辺の人口増加や演習不足により北部訓練場内での新たな実弾演習場設置が必要となったことを挙げた。演習計画は1970年12月15日から翌年2月15日に予定され、実弾演習はおおよそ2ヶ月間の訓練期間のうち、計3日間で150回の砲撃が計画されていた⁽⁸⁰⁾。これを受けて法務局は、演習に際する法的記録について広報局に報告している (12月16日)。演習計画地の北部訓練場は、1957年に認可された北部訓練場接收許可 (Allocation US-228) により、1450エーカーの日本政府所有地が米軍に接收され、成立した。他方、「本地域での実弾射撃は実施されないと理解されており、実弾射撃演習を将来行う際は、USCAR の事前許可を得」なければならないと定められていた⁽⁸¹⁾。しかし1966年当時、USCAR が事前許可制に基づき「有限の森林資源を保護するためには、北部訓練場内における実弾演習に対しては制限を継続するのが望ましい」と海兵隊に勧告したが、ヴェトナム戦争遂行のための「訓練が必須」⁽⁸²⁾であるという理由で、勧告は無視された。このような経緯を踏まえ法務局も経済局と同様に、数年前に実弾射撃演習場が設立され訓練場内に森林資源が存在しないキャンプ・ハンセン演習場に限定するべきだとした。

USCAR は「自然保護区」及び「森林資源の破壊」として実弾演習を認識していた。

2.3. 反基地直接行動の USCAR へのインパクト—1970年12月～1971年1月

法務局は12月18日、同日行われた USCAR と海兵隊の合同会議について在琉海兵隊司令部に以下のように報告している⁽⁸³⁾。会議では主に演習計画地内の私有地について議論され、もし建設予定地に私有地が含まれていれば「海兵隊から琉球政府農林局に射撃演習が通告され、琉球政府代表との現地会議が用意される。もし私有地が含まれば、海兵隊は土地接収を要請する」⁽⁸⁴⁾と決定された。12月20日にはコザ事件が発生した。翌21日に第三海兵師団は、国頭村において650.73ヘクタールの実弾射撃演習場の設置を表明した。それから3日後の24日、既に論じたように国頭村は実弾射撃演習反対の決議を可決し、米大統領をはじめ国務省や国防総省長官そして USCAR 高等弁務官府に送付した⁽⁸⁵⁾。12月31日の村ぐるみの直接行動の衝撃の後、ロバート・E・ケイズ USCAR 広報局長は同法務局に対し、日本「復帰」後の「1975年まで在沖米軍のためのこのような訓練場が必要なのであれば、対立抜きに再開可能な政治状況に戻るまで、海兵隊は射撃訓練を開始するべきではない」と伝えている（1971年1月5日）⁽⁸⁶⁾。USCAR は伊部岳闘争のさらなる拡大を恐れていた。

その後、USCAR 内部の伊部岳闘争に対する包括的な調査結果が、法務局から高等弁務官宛に1月28日付けで報告される。その中でリチャード・K・マックネリー法務局長は、「USCAR スタッフの評価は一貫して計画中の海兵隊演習場に批判的」であり、「立法院と地域住民の分析は妥当である」⁽⁸⁷⁾と報告した。そして選択可能な対策としては（1）6ヶ月のモラトリアムを設けて、もう一つの実現可能性のための調査を遂行する、（2）使用が論議を呼ぶものであると認識しつつも、空砲演習のみ行う、（3）敵対的な政治的および安全上の諸問題を受け入れる準備をしつつ、実弾演習に使用する、（4）北部訓練場の他のエリアに実弾射撃場を移す、の4点を挙げた。これらをふまえ法務局は、（1）と（2）の間で、6ヶ月のモラトリアム中に調査を進めながら、演習は空砲のみに限定することを提案した。渉外局と広報局もこの提案を支持する。米軍と USCAR 側の資料から明らかなのは、国頭村民の直接行動が USCAR に慎重な対応を迫り、部分的ではあったが海兵隊にも影響を与えたということであった。

2.4. 小活—基地維持を最重要課題とした米軍政の対応

海兵隊は泥沼化したヴェトナム戦争に対応するため、南ヴェトナムで行われていた軍事作戦の訓練基地を沖縄北部に建設した。演習場の建設後、USCAR と国頭村に12月21日からの演習計画の旨を伝えるが、双方から「訓練が可能かどうか」の調査を行うとして演習延期が要請されたため、これが31日に延期された。31日に直接行動が起きると、USCAR と海兵隊は情報を共有しつつもそれぞれ独自の調査を行った。USCAR は闘争直前11月に、日本復帰のための円滑な施政権返還プログラムの継続と日本政府による71年会計年度の支援プログラム合意を受け、日米合意に大きな責任を負う立場となっていた。ゆえに「ヴェトナム戦争遂行」という至上命題を抱えていた海兵隊とは対照的に、安定した「復帰」へのプロセスを目的としていたため、直接行動の更なる広がりを懸念していた。このような立場から琉球政府と村の主張の法的検討が行われ、演習計画区域には鳥獣保護を含めた自然保護区域が存在することが「発見」される。結果として USCAR と海兵隊の検討において、鳥獣保護に基づいた「空砲演習」のみを行うことが合意される。

これにより米軍政は、「鳥獣保護」、「森林資源保護」、そして「山火事の危険除去」のみに、限定的に応じた形となった。

3. 結論

3.1. 環境保護フレーミングの米軍政による再フレーミング

本論では伊部岳闘争が「反戦反基地」「環境保護」「資源保護」「生命・生活保持」フレーム生成とそれらの架橋によりいかに展開したのかを、運動敵対手のフレーム形成との比較を通して考察した。伊部岳闘争への米軍と USCAR の対応は、前者は目下進行しているヴェトナム戦争遂行を、後者は目前に迫る「日本復帰」へのスムーズな統治を最重要課題とした点で、軍事占領の2つのヴァリエーションとして理解することができる。この統治の実践系は「反戦反基地—環境保護—資源保護—生命・生活保持」というフレーム架橋により展開した闘争主体の要求を矮小化＝再フレーミングし、「鳥獣保護」、「森林資源保護」および「山火事の危険除去」に特化した。ここにおいてその根拠としてノグチゲラが「再発見」された。国際的な自然保護団体の「鳥獣保護」の国境を越えた圧力は確かに米軍政に影響を与えたと言えよう。しかしこの帰結は、同時代にアース・デーに結実した、人間をも含めた生態系と環境圏を問う「新環境主義」的視点から、米軍政の環境政策が大幅に後退していたことを示している⁽⁸⁸⁾。ゆえに「反戦反基地」「資源保護（水資源の保護）」「生命・生活保持（財産保護、人命保護、農業地の保護、入会地所有権）」という運動側の多くのフレームが課題として残され、基地の残存は当該地域におけるその後の米軍訓練によるダム水汚染問題や訓練機墜落などの原因として存在し続けることになる。闘争は、運動当事者の要求の一部を占領者に詳細に検討させたが、村当局が外部の支援団体と協力し、村議会が全会一致で可決した基地撤去はその後の課題として残った。ここに伊部岳闘争の「成功」を、「環境保護」フレーミングで前景化させることの限界が指摘できる。住民の「生命・生活保持」という視点から見ると、実弾演習の阻止は財産、人命、および農業地の誤爆という危険を実弾から回避できたと言う点で、運動は「成功」を収めた。しかしながら注意深く分節化されなければならないのは、米軍政の妥協は決して住民の人命や生活保護という文脈でなされたのではないということである。米軍政による「環境保護」は、地域住民の存在が不可視のままフレーム化されたのであった。

3.2. 残された課題

他方で、短期間で運動を組織し実弾演習基地に村民総出でなだれ込み占拠するという直接行動は、村民の力で米軍演習を阻止したという集合的経験として蓄積された。村民にとって環境保護運動は、直接行動の後に増幅されたフレームにより展開されたものであり、何よりも「生命・生活保持」の危機認識が根付いていた。換言すれば「鳥たちが村を救った」という比嘉の環境保護フレーミングの強調は、村民が「鳥たちの生活環境を含めた自らの生活を守る」ために行った直接行動に起因するのである。残された課題は、第1に「復帰」後の1987年からおよそ2年間継続し、基地撤去を勝ち取った、国頭村安波における海兵隊哨戒機ハリヤー着陸帯建設反対闘争の展開との比較考察である。伊部岳闘争による基地撤去の要求は占領主体により骨抜きにされたが、その後集合行為を成立させるフレーミングとして再生する。伊部岳闘争は、直接行動への動員過

程とその後には様々なフレームを成立させ、それは結果として「対抗的ヘゲモニー政治」を形成するきっかけとなるのである。第2に、戦争で消失または散在し解明が困難な土地所有問題の史資料の発掘、および米軍政による自然保護区域指定などの歴史的背景の解明が今後の課題となる。

注

- (1) 査読者の方々と龍野洋介氏による的確なコメント、また資料を提供して頂いた比嘉康文氏および、国頭村関係者各位に、感謝を申し上げたい。
- (2) 訓練場周辺では、1981年に東村高江ヘリポート建設反対運動が、1987-9年には国頭村安波ハリアー・パッド建設阻止闘争が繰り広げられた。1996年のSACO合意以降、普天間基地代替移設候補地として東村高江が浮上するが、区民はこれに反対した。さらにSACO合意に記載されていた北部訓練場北側の返還条件としてのヘリコプター着陸帯の建設が沖縄防衛局（当時那覇防衛施設局）により開始されるが、環境アセスメントの不備や住民への十分な説明の不在にもかかわらず、建設が一方的に開始されることが明らかになる。この事態に対して「ブロッコリーの森を守る会」や「『ヘリパッドいらない』住民の会」など、高江区民による住民運動が起こり、2007年から建設反対の座り込みが開始され現在に至る。
- (3) 潮見俊隆、1960『農村と基地の法社会学』岩波書店、343-362頁。高等弁務官は国防長官が國務長官に諮り、大統領の承認を得て合衆国軍隊の軍人のなかから選任された。
- (4) 新崎盛暉、1999『沖縄を読む』情況出版、39頁。丹治見夢は、新崎の運動サイクル論を批判的に引き受けながら、運動の「波」と内部の多様性がどのように接合したのかを考察している（Tanji, Miyume, 2007, *Myth, Protest and Struggle in Okinawa*, London: Routledge.）
- (5) 前原穂積、2000『検証 沖縄の労働運動—沖縄戦後史の流れの中で』沖縄県労働者学習協会、南雲和夫、2005『アメリカ占領下沖縄の労働史—支配と抵抗のはざままで』みずのわ出版。
- (6) 大野光明、2014『沖縄闘争の時代 1960/1970』人文書院、徳田匡、2013「兵士たちの武装放棄—反戦兵士たちの沖縄」田仲康博編『占領者のまなざし 沖縄/日本/米国』せりか書房、110-135頁。
- (7) 新崎盛暉、2005『未完の沖縄闘争（沖縄同時代史 別巻1962~1972）』凱風社、中野好夫・新崎盛暉、1971 [1965]『沖縄問題二十年』岩波書店、中野・新崎、1970『沖縄・70年前後』岩波書店、森宣雄、2010『地の中の革命—沖縄戦後史における存在の解放』現代企画室、42-44頁。
- (8) 新崎、2005同上や福木詮、1973『沖縄のあしおと—1968-72年』岩波書店、がこれを取り上げつつも、限定的なものに留まっている。
- (9) 古典的な理論研究として Snow, David A., E. Burke Rochford, Jr., Steven K. Worden, Robert D Benford, 1986, "Frame Alignment Processes, Micromobilization, and Movement Participation", *American Sociological Review*, 51 (4) : 464-481, またフレーム分析の理論的および理論史的位置づけの先行研究として、曾良中清司「社会運動論の回顧と展望」曾良中清司・長谷川公一・町村敬志・樋口直人編、2004『社会運動という公共空間—理論と方法のフロンティア』成文堂、238-245頁、西城戸誠、2003「講義活動への参加と運動の『文化的基盤』—フレーム分析の再検討」『現代社会学研究』16: 119-136頁、野宮大志郎、2002『社会運動と文化』ミネルヴァ書房、7-11頁、Snow, David A, and Scott C. Byrd, 2010, "Ideology, Framing Processes, and Islamic Terrorist Movements", Doug ,McAdam and David A. Snow (ed.), *Reading on Social Movements: Origins, Dynamics, and Outcomes*, Oxford University Press, pp.319-332. Benford, D. David A. Snow, 2000, "Framing Processes and Social Movements: An Overview and Assessment", *Annual Review of Sociology*, 26: 611-639などがある。

- (10) 矢澤修次郎、2003「総論 社会運動研究の現状と課題」矢澤修次郎編『講座社会学 15 社会運動』東京大学出版会、14-16頁、Buechler, Steven M., 2000, *Social Movements in Advanced Capitalism: The Political Economy and Cultural Construction of Social Activism*, Oxford University Press, p.41.
- (11) 矢澤、同上、14頁。
- (12) 西城戸誠、2007『抗いの条件——社会運動の文化的アプローチ』人文書院、61頁。
- (13) 同上、および西城戸、2003前掲を参照されたい。
- (14) Ferree, M. M. and Merrill, D. A., 2000, “Hot Movements, Cold Cognition: Thinking about Social Movements in Gendered Frames”, *Contemporary Sociology*, 29 (3) : 454-462.
- (15) 国頭村役場、1967『国頭村史』、郷土史家の自伝としては、宮城定盛、1972『国頭村安田の風土誌』私家版、宮城鉄行、1993『安田の歴史とシヌグ祭り』未来工房、村吉新太郎、1981『国頭村安田の今昔』私家版、が挙げられる。
- (16) 比嘉康文、2001『鳥たちが村を救った』同時代社。
- (17) Bob, Clifford, 2010, *The Marketing Rebellion; Insurgents, Media, and International Activism*, Cambridge University Press, 森元孝、1996『逗子の市民運動——池子米軍住宅建設反対運動と民主主義の研究』御茶の水書房。
- (18) Linse, Ulrich, 1986, *Ökopax und Anarchie: Eine Geschichte der ökologischen Bewegungen in Deutschland*, Deutscher Taschenbuch Verlag. (=1990、内田俊一・杉村涼子訳『生態平和とアナキー——ドイツにおけるエコロジー運動の歴史』法政大学出版局。)
- (19) 井上治子、2010「対立的環境運動とその分析に対するアストロターフィング概念の導入について——愛知万博問題、および、トヨタテストコース問題を事例として」『名古屋文理大学紀要』10 : 79-89。
- (20) Carroll, William K., Robert S. Ratner, 1996, “Master Frames and Counter-Hegemony: Political Sensibilities in Contemporary Social Movements”, *Canadian Review of Sociology*, 33 (4) : 407-435, Buechler, Steven M., 2000, op.cit., pp.198.
- (21) USCAR 公文書は、法務局、渉外局、広報局、そして公益事業局の北部訓練場に関する資料を中心に用いた。土地接収に関する資料を多く保持している法務局 USCAR 資料は、未だ完全な形では公開されていないため、本論では資料的側面の限界を意識しつつ、これら資料の今後の体系的な公開を待ちたい。
- (22) 新崎、2005前掲、131頁。
- (23) 比嘉、前掲、101頁。
- (24) 宮城鉄行、前掲、97-98頁。
- (25) 上原こずえ、2013「毒ガスの行方—沖縄の毒ガス移送問題から考える『他者』との連帯」池田理知子編『メディア・リテラシーの現在』ナカニシヤ出版、61-80頁。
- (26) 比嘉、前掲、80頁。
- (27) 同上、82頁。
- (28) 『沖縄タイムス』1970年12月23日日刊1面。以下『タイムス』と表記。
- (29) 同上。
- (30) 比嘉、前掲、93頁。
- (31) 同上、91頁。
- (32) 同上、97頁。
- (33) 同上。

- (34) 『タイムス』同年12月27日日刊1面。
- (35) 比嘉、前掲、145頁。
- (36) 国頭村役場、1967『国頭村史』、564-5頁。
- (37) 『タイムス』1970年12月28日夕刊3面。
- (38) 沖縄県祖国復帰協議会、1970年『国頭村における米軍の射爆場建設現地調査報告書』2頁。
- (39) 同上、1頁。
- (40) 比嘉、前掲、104頁。
- (41) 沖縄県祖国復帰協議会、前掲、9-10頁。
- (42) 同上、11-12頁。
- (43) 同上、7頁。
- (44) 同上、10頁。
- (45) 同上、12頁。
- (46) 『タイムス』1970年12月26日日刊11面。これは区評議会の15人に青年会、婦人会、学校の代表各3名を加えて構成される。
- (47) 『タイムス』1970年12月28日夕刊3面。
- (48) 『タイムス』同年12月28日日刊7面。
- (49) 比嘉、前掲、124頁。
- (50) 同上、131-2頁。
- (51) 同上、137頁。
- (52) 同上、137-38頁。
- (53) 同上、148頁。
- (54) 同上、149頁。
- (55) 『タイムス』1971年1月15日日刊1面。
- (56) 同上、同年1月20日日刊3面。
- (57) 同上、同年1月21日日刊1面。
- (58) 同上、同年1月21日日刊11面。
- (59) 比嘉、前掲、160頁。
- (60) 同上、163頁。
- (61) 同上、164-5頁。
- (62) 同上、194頁。
- (63) 『琉球新報』1971年1月22日日刊8面。
- (64) 比嘉、前掲、215-7頁。
- (65) 同上、216頁。
- (66) 同上、211頁。
- (67) “Okinawa Woodpecker”, USCAR No. 43887 Box No. 194 Folder No. 15, February 9, 1971.
- (68) “Marine Fire Support Base: MG Wilson’s Meeting with Mayor and Speaker of Kunigami-son and Diet Member Inamine” USCAR No. 09577 -09579 Box No. 215 Folder No. 5, March 8, 1971.
- (69) 『タイムス』、1971年3月9日夕刊3面。
- (70) 比嘉、前掲、212頁。

- (71) “Firing Range, Northern Okinawa”, USCAR No. 42034 Box No. 52 Folder No. 14, February 17, 1971.
- (72) Ibid.
- (73) Ibid.
- (74) “Memorandum for: Lieutenant General James B. Lampart, the United States High Commissioner Ryukyu Islands”, USCAR No. 09577-9, Box No. 215 Folder No. 5, February 25, 1971.
- (75) “Firing Range, Northern Okinawa”, op.cit.
- (76) Ibid.
- (77) “The 20th Meeting of the Consultative Committee on Okinawa” November 19, 1970, 『アメリカ合衆国対日政策文書集成 第15期 日米外交防衛問題1970年 第9巻』210-217頁。
- (78) “Section II : Miscellaneous Information and Work Statue Report”, USCAR No. 09577-09579 Box No. 215 Folder No. 5, July 13, 1970.
- (79) “Use of Northern Training Area” USCAR No. 42034 Box No. 52 Folder No. 14, November 17, 1970.
- (80) “Notification of Firing”, USCAR No. 42034 Box No. 52 Folder No. 14, December 8, 1970.
- (81) “Use of Northern Training Area”, USCAR No. 42034 Box No. 52 Folder No. 14, December 16, 1970.
- (82) Ibid.
- (83) “Notification of Firing”, USCAR No. 42034 Box No. 52 Folder No. 14, December 18, 1970.
- (84) “Memo for Record”, USCAR No. 42034 Box No. 52 Folder No. 14, December 18, 1970.
- (85) 比嘉、前掲の第5章から第7章を参照されたい。
- (86) “Use of Northern Training Area”, USCAR No. 42034 Box No. 52 Folder No.14, January 5, 1971.
- (87) “USMC Firing Range in the Northern Training Area”, USCAR No. 43887 Box No. 194 Folder No. 15, January 28, 1971.
- (88) McCormack, John, 1989, *The Global Environmental Movement: Reclaiming Paradise*, Belhaven Press, pp.47-49.

[学外研究者による査読を含む審査を経て、2015年5月15日掲載決定]

(一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程)